

◇ 通勤用自動車の売却損

Q : 自動車通勤しているサラリーマンですが、このたび新車に買い替えるため、古い車を下取りに出すことにしました。

下取り価格は、購入価格から減価の額を差し引いた金額を相当下回っているのですが、この売却損失は、給与所得から控除できるでしょうか。

A : ご質問の自動車が専ら通勤に使用するものであれば、給与所得からも、その他の所得からも、控除することはできません。

【解説】

サラリーマンが専ら通勤に使っている自動車は、生活に通常必要な動産と考えられ、その譲渡による所得は非課税とされています。

所得税法でいう非課税とは、その取引によって生じた損益のすべてを課税関係から除くことを意味しますので、利益が生じた場合だけでなく損失が生じた場合にも、その損失は無かったものとみなされます。

したがって、専ら通勤に使用する自動車の譲渡損失であっても、給与所得からも他の所得からも控除できないこととなります。

また、通勤用の自動車のように通常生活に必要な資産について、災害・盗難・横領による損失が生じた場合には、雑損控除の適用が受けられます。しかし、譲渡損失については雑損控除の適用はありません。

なお、専らレジャー用に使用する自動車を譲渡した場合には、利益が生じれば譲渡所得として課税され、損失が生じれば譲渡所得の間でだけ損益通算ができます。

